

補本公示06-3第2号  
令和5年11月28日

令和6年度～令和8年度「本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機を納入場所とする航空機用燃料」の契約希望者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

澤田和広

令和6年度～令和8年度「本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機を納入場所とする航空機用燃料」の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

令和6年度～令和8年度「本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機を納入場所とする航空機用燃料」

詳細については、別紙第1のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (8) 当該役務の実施に当たり、以下の能力・態勢を有するか、又は履行時までに行うことができる者
  - ア 本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機に対し、航空機用燃料を納入できる者
  - イ 不具合発生時における迅速かつ継続的な対応ができる者
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

### 3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

### 4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第4号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施

した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去5年間における最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。実績がない場合は省略可。）
- (2) 第2項第8号及び第9号について確認できる書類
- (3) 対応可能空港等一覧表（別紙第2）
- (4) 納入計画書（別紙第3）

## 5 参加表明書及び技術資料の提出先等

### (1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5665、5666）

### (2) 提出期間

令和5年11月28日（火）～令和5年12月12日（火）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

### (4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

## 6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

## 7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募者に対し通知する。

## 8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：別紙様式

別紙第1～別紙第3

別紙様式

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

### 参 加 表 明 書

令和6年度～令和8年度「本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機を納入場所とする航空機用燃料」（補本公示06-3第2号（令和5年11月28日））について、下記のとおり応募します。

### 記

調達する品目
令和6年度～令和8年度「本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機を納入場所とする航空機用燃料」

- 添付書類：1 資格審査結果通知書  
2 技術資料一式

## 調達予定品目

項 目	内 容
燃 種	航空機用燃料 J E T A - 1 ( J I S K 2 2 0 9 1 号 ) 又は、同等品
搭載数量	5 0 K L ( 1 機 / 1 回 )
履行期間	要求時に指定する。
現地立会人	現地給油時間における本国と現地等との連絡態勢の確保及び、日本語のできる立会人又は日本語を通訳できる者を現地に派遣させること。
納入場所	本邦以外の空港及び軍用基地等の飛行場に駐機中の航空機 (要求時に指定する。)
納入形態	航空機に対しての直接給油



納入計画書作成要領  
(空港ごとに作成する。)

年 月 日  
会 社 名

納 入 計 画 書

1 供給可能燃種

- (1) 燃種
- (2) 品質証明書 (添付資料)

2 納入体制

- (1) 燃料の予定の仕入先
  - ア 現地サプライヤー
    - (ア) 会社名
    - (イ) 住所・電話番号
    - (ウ) 燃料タンクの諸元
    - (エ) 業者紹介 (添付資料)
  - イ 仲介業者
    - (ア) 会社名
    - (イ) 住所・電話
    - (ウ) 業者紹介 (添付資料)
- (2) 予定している納入方法
  - ア タンクローリー
    - (ア) 容量・台数
    - (イ) 送油能力
    - (ウ) 燃料施設まで往復・充填を加味した往復時間

(3) 燃料搭載時の連絡態勢

ア 日本窓口

(ア) 会社名

(イ) 住所・電話番号等

イ 現地立会人等

(ア) 会社名

(イ) 住所・電話番号等

(4) 品質管理体制（製油所等から納地までの品質管理体制）

3 対応能力

(1) 発注から納入までの最短所要日数、時間

(2) 納入にかかる制限

(3) 納入時の受領検査に合格しない場合の代替措置・所要日数

(4) 不測事態等（予定外の緊急搭載に対する対応及び仕入れ先からの供給不能等が発生した場合）における代替手段

4 過去に生じた不具合事象への対策

(1) 生じた年月日

(2) 生じた事象の概要

(3) 具体的な再発防止策

5 添付書類

上記のほか、参考となる資料を添付する。